

4 まとめ

今回、農林水産省、防衛省及び都道府県を調査した結果、自衛隊の災害派遣に関する家畜伝染病発生時の対応状況や、平素からの取組の状況について、以下のことが明らかになった。

i) 家畜の殺処分に関する人員の確保について、令和3年10月の防疫指針の一部変更以前から都道府県が独自に策定している動員計画に市町村や関係団体等の協力が想定されていないものがみられ、これらの都道府県の中には、家畜伝染病発生時に都道府県職員以外の市町村や関係団体等に協力を求めることなく自衛隊派遣を要請したものがあつた。また、発生当時、市町村や関係団体等の動員を行っている都道府県の中でも、都道府県による動員体制が不十分であるとして、自衛隊からこれらの機関への協力を得るよう求められたものがあつた。

一方、動員計画で市町村や関係団体等の職員の協力を想定し、事前に協力要請などを行うことにより、家畜伝染病発生時に多くの協力を得ている例がみられた(項目2(2))。

ii) 家畜伝染病発生時における都道府県と自衛隊との連携について、自衛隊との役割分担を定めていなかった都道府県では、役割分担が不明確な状況で派遣要請が行われ、自衛隊の派遣要請後に活動内容を調整することとなった例がみられた。また、役割分担を定めていた都道府県では、農林水産省による緊急性の高い作業の優先順位付けに関する指導が必ずしも認識されておらず、発生事例において、当初想定していた分担と異なり、より作業を限定して派遣要請を行うこととなった例がみられた。

このような事例もみられたところ、農林水産省による都道府県への優先順位付けの指導については、令和3年3月及び10月の防疫指針等の一部変更までの間は家畜伝染病発生時に個別に行われていたものの、平時においては、3年1月及び7月に農林水産省が開催した都道府県担当者を対象とした3回の全国会議で説明が行われたのみとなっている。

一方、調査した都道府県の中には、家畜伝染病発生時に殺処分作業の進行管理が自衛隊主導となってしまったことを踏まえ、自衛隊に依頼する作業内容について緊急性の高いものに限定することとして役割分担の見直しを図った例がみられた(項目2(3))。

iii) 令和3年10月1日までに農林水産省に提出することとされている都道府県内最大規模農場を想定した動員計画の一部について、いまだに提出されていない都道府県がある。また、農林水産省が提出を受けた動員計画の中には、自衛隊を含め関係機関の協力を十分に考慮せずに計画を策定した結果、殺処分の完了までに長期を要する見込みとなっているものがみられ、

迅速な防疫措置が行い得ない状況となっているものがある。また、これらに関し、防疫指針では、関係機関への派遣要請について農林水産省と都道府県との間で協議・調整を行うこととされているが、提出を受けた動員計画について、農林水産省から都道府県に対する指導等は行われていない（項目3）。

【所見】

したがって、農林水産省は、都道府県を挙げた動員計画の策定の推進や、家畜伝染病発生時に都道府県と自衛隊との円滑な連携を図る観点から、以下の取組を進めることが必要である。

- ① 都道府県に対し、家畜の殺処分について市町村や関係団体の協力も得て人員確保を図り、動員計画に反映させるよう促すこと。その際、今回調査において把握した取組例を示すことも有効と考えられる。
- ② 都道府県に対し、家畜の殺処分に関する自衛隊との役割分担について検討する際に、緊急性も考慮した上で適切なものとするよう促すこと。その際、今回調査において把握した役割分担の例を明示することも有効と考えられる。
- ③ 都道府県内最大規模農場を想定した動員計画が未策定の都道府県に対し、策定を促すこと。また、報告を受けた動員計画について、迅速な防疫措置を実施するために実効性のあるものとなるよう、指導を実施すること。